三十九　銀行代理業者名　夏井　辰巳
主たる営業所又は事務所の所在地　岩手県久慈市夏井町夏井第一地割三十六番地二
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十五年九月二日

○外務省告示第三百七十九号

平成二十二年一月二十六日にブリュッセルで署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とベルギー王国との間の条約を改正する議定書について、我が国は、同議定書の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する旨の通告を平成二十二年六月十八日に行い、ベルギー王国は、同議定書の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する旨の通告を平成二十五年十一月二十七日に行い、我が国はこれを同日に受領した。よって、同議定書は、その第三条1の規定に従い、平成二十五年十二月二十七日に効力を生ずる。

平成二十五年十二月二十日　外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百八十号

平成二十三年四月二十六日に東京で署名された投資の促進及び保護に関する日本国政府とパプアニューギニア独立国政府との間の協定の効力発生に必要な国内法上の手続が完了した旨を通告する外交上の公文の交換は、平成二十五年十二月十八日にポートモレスビーで行われた。よって、同協定は、その第二十六条1の規定に従い、平成二十六年一月十七日に効力を生ずる。

平成二十五年十二月二十日　外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百八十一号

平成二十三年四月二十六日に東京で投資の促進及び保護に関する日本国政府とパプアニューギニア独立国政府との間の協定が署名された際、同協定に関する次の合意された議事録の署名が行われた。

平成二十五年十二月二十日　外務大臣　岸田　文雄

合意された議事録

本日東京で署名された投資の促進及び保護に関する日本国政府とパプアニューギニア独立国政府との間の協定（以下「この協定」という。）に関し、下名は、次の了解をここに記録する。

この協定の第二条、第三条及び第六条の規定は、世界貿易機関設立協定附属書一A貿易に関連する投資措置に関する協定（同協定の附属書に掲げる例示表を含む。）及びこの協定の他の規定から生ずる各締約国の義務に影響を及ぼすことなく、外国投資の許可に係る条件及び制限を定める自国の法令（外国人による所有及び支配に関するものを含む。）を適用する各締約国の権利に影響を与えるものと解してはならないことが確認される。

二千十一年四月二十六日に東京で

日本国政府のために
松本剛明

パプアニューギニア独立国政府のために
ドン・ポリエ

○外務省告示第三百八十二号

平成二十五年八月二十三日にブダペストで署名された社会保障に関する日本国とハンガリーとの間の協定について、両締約国が同協定の効力発生に必要なそれぞれの憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文の交換は、平成二十五年十二月十七日にブダペストで行われた。よって、同協定は、その第三十二条の規定に従い、平成二十六年一月一日に効力を生ずる。

平成二十五年十二月二十日　外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百八十三号

平成二十五年八月二十三日にブダペストで社会保障に関する日本国とハンガリーとの間の協定が署名された際、同協定に関する次の書簡の交換がハンガリー政府との間に行われた。

平成二十五年十二月二十日　外務大臣　岸田　文雄

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日署名された社会保障に関する日本国とハンガリーとの間の協定（以下「協定」という。）第七条2に言及するとともに、日本国政府とハンガリー政府との間で到達した次の了解を日本国政府に代わって確認する光栄を有します。

(a)(i)　一方の締約国の領域内に事業所を有する雇用者が他方の締約国の領域内に事業所を有する雇用者の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加している場合若しくは

(ii)　他方の締約国の領域内に事業所を有する雇用者が一方の締約国の領域内に事業所を有する雇用者の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加している場合又は

(b)　同一の自然人、法人若しくはその他団体が一方の締約国の領域内に事業所を有する雇用者及び他方の締約国の領域内に事業所を有する雇用者の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加している場合

に該当する場合には、(a)(i)及び(ii)並びに(b)に規定する他方の締約国の領域内に事業所を有する雇用者は、それぞれ(a)(i)及び(ii)並びに(b)に規定する一方の締約国の領域内に事業所を有する雇用者の関連する雇用者とみなされる。

本大臣は、更に、この書簡及び前記の了解をハンガリー政府に代わって確認される閣下の返簡が協定第七条2の規定に基づく両政府間の合意を構成するものとし、その合意が協定の効力発生の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十三年八月二十三日にブダペストで

日本国外務大臣　岸田文雄

ハンガリー外務大臣　マルトニ・ヤーノシュ閣下

（ハンガリー側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をハンガリー政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が協定第七条2の規定に基づく両政府間の合意を構成し、その合意が協定の効力発生の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十三年八月二十三日にブダペストで

ハンガリー外務大臣　J・マルトニ

日本国外務大臣　岸田文雄閣下

○外務省告示第三百八十四号

平成二十五年八月二十三日にブダペストで社会保障に関する日本国とハンガリーとの間の協定が署名された際、同協定の二千十五年十月一日以後の適用に関する次の書簡の交換がハンガリー政府との間に行われた。

平成二十五年十二月二十日　外務大臣　岸田　文雄

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日署名された社会保障に関する日本国とハンガリーとの間の協定（以下「協定」という。）及び二千十五年十月一日に施行される日本国の年金制度に関する法律の改正（以下「日本国の法律の改正」という。）に言及する光栄を有します。日本国の法律の改正によって、同日以後、厚生年金保険が国家公務員、地方公務員、私立学校教職員等に適用され、各共済年金の職域加算年金が同日に廃止され、同日以後、当該職域加算年金の廃止を踏まえて経過措置が講ぜられ、及び同日以後、同日に導入される退職等年金給付が国家公務員、地方公務員、私立学校教職員等の付加的な年金として支給されます。